

第10号議案

平成24年度京都府港湾事業特別会計予算

平成24年度京都府港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,352,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成24年2月13日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		219,438 <small>千円</small>
	1 使用料	219,438
2 財産収入		13,617
	1 財産運用収入	13,617

款	項	金額
3 繰入金		887,763 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	887,763
4 府債		232,000
	1 府債	232,000
歳入合計		1,352,818

歳出

款	項	金額
1 港湾事業費		1,352,818 ^{千円}
	1 港湾管理費	106,176
	2 港湾整備費	74,621
	3 公債費	1,172,021
歳出合計		1,352,818

第2表 府債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	232,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内 [%]	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。